

■議案第103号 四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成24年度より建築中であった「認定こども園たのの」が平成25年度中に完成する見込みであり、これに伴い、認定こども園たののの構成施設である町立田野々保育所が新園舎へ移転するため、同保育所の位置（所在地）を改正するものです。

【改正の内容】

四万十町立田野々保育所の位置を「四万十町大正354番地2」から「四万十町大正388番地」へ改正します。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(名称、構成する施設及び位置)			(名称、構成する施設及び位置)		
第3条 認定こども園の名称、構成する施設及び位置は、次のとおりとする。			第3条 認定こども園の名称、構成する施設及び位置は、次のとおりとする。		
名称	構成する施設	位置	名称	構成する施設	位置
認定こども園 たのの	四万十町立田野々幼稚園	四万十町大正388番地	認定こども園 たのの	四万十町立田野々幼稚園	四万十町大正388番地
	四万十町立田野々保育所	四万十町大正 <u>388番地</u>		四万十町立田野々保育所	四万十町大正 <u>354番地2</u>